

関 連 制 度

皇位継承資格を皇族女子にも拡大する場合には、以下のような、皇族男子と皇族女子との間で異なる取扱いをしている仕組みについても見直しが必要となる。

(1) 婚姻、配偶者等

	天皇（男性）、親王、王	内親王、女王 (婚姻により皇籍離脱)
配偶者の身分	皇族	皇族でない
配偶者の名称	皇后、太皇太后、皇太后 親王妃、王妃	定めなし
配偶者の敬称	・皇后、太皇太后、皇太后 「陛下」 ・他の皇族「殿下」	定めなし
配偶者の陵墓	・皇后、太皇太后、皇太后「陵」 ・他の皇族「墓」	定めなし
婚姻の際に皇室 会議の議を経る 必要	必要	不要

(2) 皇籍離脱

	親王、王	内親王、女王
意思に基づく皇 籍離脱(皇室会議 の議による)	・親王 できない ・王 できる	・内親王 できる ・女王 できる
やむをえない特 別の事由による 皇籍離脱(皇室会 議の議による)	・親王 できる (ただし皇太子、皇太孫たる親王 を除く) ・王 できる	・内親王 できる ・女王 できる
婚姻による皇籍 離脱	離脱しない	離脱する
配偶者・直系卑 属	・親王、王の皇籍離脱に伴い、 原則皇籍離脱 ・親王、王の薨去の場合、意思 により皇籍離脱可能 ・離婚のときは皇籍離脱	定めなし(配偶者等は皇族でな い)

(3) 摂政就任順序

皇太子又は皇太孫
親王及び王（皇位継承の順序）
皇后
皇太后
太皇太后
内親王及び女王（皇位継承の順序に順ずる）

(4) 皇室経済制度

	親王、王	内親王、女王
皇族費 （独立の 生計を営 む場合）	・ 親王 3050 万円（注） ・ 王 3050 万円 × 7 / 10	・ 内親王 3050 万円 × 1 / 2 ・ 女王 3050 万円 × 1 / 2 × 7 / 10
配偶者の 皇族費	・ 親王妃 3050 万円 × 1 / 2 ・ 王妃 3050 万円 × 7 / 10 × 1 / 2	定めなし（配偶者は皇族でない）

（注）独立の生計を営む親王に対する年額の皇族費。皇室経済法施行法第 8 条で 3 0 5 0 万円と定められている。

（本資料における婚姻等に係る記述は、皇族と天皇・皇族以外の者との婚姻の場合についてのもの。皇族間での婚姻の場合には、例えば皇族女子は婚姻により皇籍離脱しないなどの差異がある場合がある。）